

## 【様式】

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税3)、法人事業税: 義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>I. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる。</p> <p>II. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる。</p> <p>III. 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が受けられる。</p> <p>※全身用 CT・MRI については配置効率化等を促す仕組み講じることで特別償却が受けられる。</p>
	《要望の内容》		適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ※Ⅲの措置については対象の機器の見直しを行う。
	《関係条項》		租税特別措置法第 12 条の2、第 45 条の2
	《関係条項》		厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。</p> <p>平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された。</p>

		<p>令和3年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。(令和5年3月 31 日まで)。</p> <p>(参考)医療用機器の特別償却制度の改正状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>償却率</th><th>取得価格の下限</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成21年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成23年 ※2</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成25年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成27年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成29年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成31年 ※4</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>令和3年 ※4</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。</p> <p>※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p> <p>※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p> <p>※4 平成31年度延長及び令和3年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施するとともに、対象機器のうち全身用 CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組みを講じた。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※1	同上	同上 千円	平成23年 ※2	12%	同上 千円	平成25年 ※3	同上	同上 千円	平成27年 ※3	同上	同上 千円	平成29年 ※3	同上	同上 千円	平成31年 ※4	同上	同上 千円	令和3年 ※4	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																																											
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																																											
昭和56年	20%	1,100 千円																																																																											
昭和58年	18%	1,400 千円																																																																											
昭和60年	16%	同上 千円																																																																											
昭和62年	同上	1,600 千円																																																																											
平成元年	15%	同上 千円																																																																											
平成3年	同上	1,800 千円																																																																											
平成4年	同上	2,000 千円																																																																											
平成5年	同上	2,200 千円																																																																											
平成6年	14%	同上 千円																																																																											
平成7年	12%	2,400 千円																																																																											
平成9年	14%	4,000 千円																																																																											
平成11年	同上	同上 千円																																																																											
平成13年	同上	同上 千円																																																																											
平成15年	同上	5,000 千円																																																																											
平成17年	同上	同上 千円																																																																											
平成19年	同上	同上 千円																																																																											
平成21年 ※1	同上	同上 千円																																																																											
平成23年 ※2	12%	同上 千円																																																																											
平成25年 ※3	同上	同上 千円																																																																											
平成27年 ※3	同上	同上 千円																																																																											
平成29年 ※3	同上	同上 千円																																																																											
平成31年 ※4	同上	同上 千円																																																																											
令和3年 ※4	同上	同上 千円																																																																											
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和7年3月 31 日まで																																																																											
9	必要性 等	① 政策目的及 びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 I.2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始に向																																																																											

		<p>け、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。</p> <p>II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。</p> <p>III. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>I. 新型コロナにより浮き彫りになった課題に対処しつつも、今後、人口構造が急速に変化していくことや 2024 年 4 月の医師の時間外労働時間の上限規制適用を見据えて、引き続き医師の勤務時間短縮等の「医師・医療従事者の働き方改革」を進め、医療従事者の健康を確保の上、医療の質・安全の向上を図ることなどの取組を進めていかなければならない。</p> <p>II. 骨太 2019 においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025 年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編統合に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進していかなければならない。</p> <p>III. 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標 1-2 医療従事者の働き方改革を推進すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>I. 2024 年 4 月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外労働の上限時間の水準を原則月 100 時間未満、年 960 時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月 100 時間未満、年 1,860 時間以下としたうえで、2035 年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特別償却制度等により、年間の時間外労働時間が 1,860 時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024 年 4 月までに 0% とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和 4 年 1 月 19 日厚生労働省告示第 7 号)に基づき、2024 年 4 月時点での時間外労働時間が年 1,860 時間の場合、2027 年に 1,635 時間、2030 年に 1,410 時間、2033 年には 1,185 時間をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>

		<p>II. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想調整会議で合意した 2025 年(令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025 年度中に 100%とする目標とする。また、新経済・財政再生計画改革行程表 2021(令和3年 12 月 23 日経済財政諮問会議)の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を 2023 度末までに 100%、地域医療構想調整会議の開催回数を 2024 年度末までに約 2,000 回を本特例措置の適用期間の目標として設定する。</p> <p>III. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>I. 医師の労働時間短縮に資する設備が導入されることにより、医療従事者の労働時間が短縮されるとともに、医療従事者の健康及び医療の質の確保につながっている。</p> <p>II. 本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で 18 区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>I. 令和2年度            (法人税・法人事業税) 2件 (所得税) 2件            令和3年度(推計)            (法人税・法人事業税) 3件 (所得税) 2件            令和4年度～5年度(各年度の推計)            (法人税・法人事業税) 30 件 (所得税) 2件            令和6年度(推計)            (法人税・法人事業税) 3件 (所得税) 2件            ※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」を用いて算出            ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働時間上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき令和4年度以降の適用数を算出。</p> <p>II. 令和元年度            (法人税・法人事業税) 1件            令和2年度            (法人税・法人事業税) 3件            令和3年度(推計)            (法人税・法人事業税) 2件            令和4年度～6年度(各年度の推計)            (法人税・法人事業税) 2件            ※令和元・2年度は「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値            ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出            ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p>

		<p><b>III. 令和元年度</b>          (法人税・法人事業税) 506 件 (所得税) 191 件  <b>令和2年度</b>          (法人税・法人事業税) 446 件 (所得税) 174 件  <b>令和3年度～6年度(各年度の推計)</b>          (法人税・法人事業税) 476 件 (所得税) 181 件          ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計          ※法人税・法人事業税は、適用数の実績値が判明しているのが令和2年度までのため、令和3年度以降の適用数については令和元年度と令和2年度の平均値から算出          ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>
(2)	<b>適用額</b>	<p><b>I. 令和2年度</b>          (法人税・法人事業税) 1百万円 (所得税) 11百万円  <b>令和3年度(推計)</b>          (法人税・法人事業税) 106百万円 (所得税) 11百万円  <b>令和4年度～5年度(各年度の推計)</b>          (法人税・法人事業税) 260百万円 (所得税) 12百万円  <b>令和6年度(推計)</b>          (法人税・法人事業税) 106百万円 (所得税) 11百万円          ※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」を用いて算出          ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき特別償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の適用額を算出。</p> <p><b>II. 令和元年度</b>          (法人税・法人事業税) 1百万円  <b>令和2年度</b>          (法人税・法人事業税) 167百万円  <b>令和3年度(推計)</b>          (法人税・法人事業税) 89百万円  <b>令和4年度～6年度(各年度の推計)</b>          (法人税・法人事業税) 86百万円          ※令和元・2年度は「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値          ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出          ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p> <p><b>III. 令和元年度</b>          (法人税・法人事業税) 1,625百万円 (所得税) 613百万円  <b>令和2年度</b>          (法人税・法人事業税) 1,595百万円 (所得税) 623百万円  <b>令和3年度～6年度(各年度の推計)</b>          (法人税・法人事業税) 1,610百万円 (所得税) 618百万円          ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計          ※法人税・法人事業税は、適用額の実績値が判明しているのが令和2年度までのため、令和3年度以降の適用額については令和元年度と令和2年度の平均値から算出          ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>

		③ 減収額	<p>I. 令和2年度</p> <p>(法人税) 0百万円 (所得税) 2百万円      (法人事業税) 0百万円</p> <p>令和3年度(推計)</p> <p>(法人税) 16百万円 (所得税) 2百万円      (法人事業税) 1百万円</p> <p>令和4年度～5年度(各年度の推計)</p> <p>(法人税・法人事業税) 39百万円 (所得税) 2百万円      (法人事業税) 3百万円</p> <p>令和6年度(推計)</p> <p>(法人税・法人事業税) 16百万円 (所得税) 2百万円      (法人事業税) 1百万円</p> <p>※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」を用いて算出</p> <p>※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき特別償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の減収額を算出。</p> <p>II. 令和元年度</p> <p>(法人税) 0百万円      (法人事業税) 0百万円</p> <p>令和2年度</p> <p>(法人税) 39百万円      (法人事業税) 11百万円</p> <p>令和3年度(推計)</p> <p>(法人税) 21百万円      (法人事業税) 6百万円</p> <p>令和4年度～6年度(各年度の推計)</p> <p>(法人税) 20百万円      (法人事業税) 6百万円</p> <p>※令和元・2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値から算出</p> <p>※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出</p> <p>※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p> <p>III. 令和元年度</p> <p>(法人税) 377百万円 (所得税) 150百万円      (法人事業税) 107百万円</p> <p>令和2年度</p> <p>(法人税) 370百万円 (所得税) 142百万円      (法人事業税) 105百万円</p> <p>令和3年度～6年度(各年度の推計)</p> <p>(法人税) 374百万円 (所得税) 147百万円      (法人事業税) 106百万円</p> <p>※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計</p> <p>※法人税・法人事業税は、実績値が判明しているのが令和2年度までのため、令和3年度以降の減収額については令和元年度と令和2年度の平均値から算出</p> <p>※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>
--	--	-------	--

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、機器導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど一定の効果は得られているものの、労働時間短縮に資する機器の新規導入や更新を行うことで、労働時間短縮の効果が高まるところから、2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始と医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、引き続き勤務時間短縮に資する機器の導入を促すことは不可欠である。</p> <p>II. 当該措置により、再編統合を行う医療機関の経済的負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編統合が促進され、一定の効果は得られているものの、今後もより一層推進していくために当該措置は不可欠である。なお、現時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年(令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合については、今年度調査予定である。</p> <p>III. 令和4年7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、579医療機関のうち、52医療機関で本制度が利用されているが、地域において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用されていないものと考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>I. 本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている。</p> <p>II. 新型コロナウイルス感染症対応を最優先としたことによる地域医療構想の進捗の遅れもあり当該制度の活用状況は、現時点では当初の想定を下回っているが、経済的負担を軽減することで、民間医療機関の再編の実績が出てきており、再編は促進されているものと考えている。</p> <p>III. 令和4年7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、62病院のうち40病院で本制度が利用されており、一定の効果はあるものと考えられる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>I. 骨太2019において、2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を推進し、総合的な医療提供体制改革を実施するとされており、医師等の勤務負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められているところであり、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている。</p> <p>II. 骨太2019において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編</p>

			<p>統合に伴う経済的負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めなければならないことが求められているところであり、経済的負担を軽減することで、民間医療機関の再編統合の実績が出てきている。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>I. 補助金等による支援の場合、補助対象となるには複数の要件(地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関)を満たす必要がある。一方、本特例措置により、補助対象とならない医療機関を含めより広範に制度を利用する機会を与えることで、医療機関全体で長時間労働の医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できることから、医師の働き方改革の推進と地域医療の確保の両立を図るため税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから効果的である。本施策がない場合、再編等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>I. 補助金等による支援の具体例として、地域医療介護総合確保基金(区分6)があるが、補助対象となるには複数の要件(地域において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関)を満たす必要がある。一方で、本特例措置は補助対象にならない医療機関も利用可能であり、医療機関全体で長時間労働である医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できる。</p> <p>II. 地域医療構想を実現するため病床機能再編に伴う設備投資後の経営が不安定な時期の支出を猶予する支援措置や義務づけ等は存在しない。</p> <p>III. 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、税制による優遇措置では医療機関の経費負担の軽減が図ることが可能である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>I. —</p> <p>II. —</p> <p>III. —</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(厚労01)